

國 民 保 護 業 務 計 画

平 成 1 9 年 2 月

鹿 島 臨 海 鉄 道 株 式 会 社

目 次

第1章 総則

第1節 目的	1
第2節 基本方針	1

第2章 平素からの備え

第1節 社内体制の整備	1
第2節 関係機関との連携	2
第3節 旅客等への情報提供の備え	2
第4節 警報等の伝達体制の整備	2
第5節 当社の管理する施設等に係る備え	2
第6節 運送に係る備え	3
第7節 備蓄	3
第8節 訓練の実施	3

第3章 武力攻撃事態等への対処

第1節 県国民保護対策本部への対応	4
第2節 体制の確立	4
第3節 安全の確保	4
第4節 関係機関との連携	4
第5節 旅客等への情報提供	5
第6節 警報の伝達	5
第7節 施設の適切な管理及び安全確保	5
第8節 運送の確保	5
第9節 避難・救援に係る支援	6
第10節 安否情報の提供	6
第11節 応急の復旧	6

第4章 緊急対処事態への対応

第1節 県緊急対処事態対策本部への対応	6
第2節 体制の整備	6
第3節 緊急対処保護措置の実施	7
第5章 計画の適切な見直し	7

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、国民保護法第36条第1項及び第182条第2項の規定に基づき、鹿島臨海鉄道株式会社（以下「当社」という。）の業務に係る武力攻撃事態等及び武力攻撃予測事態における国民保護措置及び緊急対処事態における緊急対処保護措置の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

第2節 基本方針

当社は、武力攻撃事態などにおいて、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本方針及びこの計画に基づき、住民の協力を得つつ、他の関係機関と連携協力し、当社の業務に係る国民保護措置の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする。但し、国民保護措置の実施に当たっての具体的な実施方法等については、県及び市町から提供される情報を踏まえたうえで、武力攻撃事態等の状況等に即して行う自主的な判断を優先して決定するとともに、従事する当社社員及び当社の実施する国民保護措置に従事する者に危険が及ぶことのないように、安全の確保に十分配慮するものとする。なお、国民保護措置の実施の際には次の点にも留意するものとする。

1 住民に対する情報提供

新聞、放送、インターネット等の広報手段を活用して、住民に迅速に国民保護措置に関する情報を提供するよう努めるものとする。

2 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

高齢者、障害者等に対する配慮を行うとともに、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保するものとする。

3 関係機関との連携の確保

国民保護措置に関し、平素から関係機関との連携体制の整備に努めるものとする。

4 避難住民の輸送についての対応

知事から避難住民の輸送等に関し国民保護法第73条第2項に基づく指示が行われた場合には、実施しない正当な理由がある場合を除き、国民保護法に基づく所要の措置を的確かつ迅速に実施するものとする。なお、これらの措置の実施に際しては、知事から安全の確保のための必要な情報の提供を受けるものとし、その結果として、当社の安全の確保がなされていることが確認されている場合においてのみ実施するものとする。

第2章 平素からの備え

第1節 社内体制の整備

1 体制の整備

当社の業務に係る国民保護措置に関する事務についての社内の連絡及び調整については、事故対策本部を中心に実施するものとする。なお、詳細な遂行体制については、当社が定めた運転事故復旧マニュアル（平成15年11月14日制定）に基づく体制に準じたものとするものとし、以下に定めるもの以外の必要な内容については、別途定めるものとする。

2 情報連絡体制の整備

(1) 情報収集及び連絡体制の整備

当社の管理する施設等の被災の状況、国民保護設置の実施状況、通行状況等の情報を迅速に収集・集約できるよう、連絡網、連絡方法、連絡手順等の必要な事項についての体制を整備するものとする。また、夜間、休日等においても的確に連絡できる体制の整備に努めるとともに、武力災害により連絡担当者が被害を受けた場合等においても社内の連絡を確実に行えるよう、体制の整備に努めるものとする。

(2) 通信体制の整備

武力攻撃事態等において、迅速かつ確実な連絡が行えるよう、関係機関との連携に配慮しつつ、通信手段が被害を受けた場合や停電の場合等においても通信が行えるよう、体制の整備に努めるものとする。また、平素から国民保護措置に必要な通信設備の点検等を定期的に実施するものとする。

3 緊急参集体制及び活動体制の整備

武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための当社における必要な体制を迅速に確立するため、関係社員の緊急参集等について必要な事項を関係社員に周知するものとする。また、参集社員についての複数の参集経路、移動方法等を事前に確認しておくなどといった武力攻撃事態等により交通機関が途絶した場合の備えについても、実施に努めるものとする。さらに、武力攻撃事態等が長期に及んだ場合における社員運用のあり方についても整備に努めるものとする。

第2節 関係機関との連携

平素より、県、市町、指定公共機関等の関係機関との間で、国民保護措置の実施における連絡体制の整備に努めるものとする。

第3節 旅客等への情報提供の備え

武力攻撃事態等においては、運行状況等の必要な情報を場内放送、当社ホームページ等を活用して、旅客等に対し適時かつ適切に提供できるよう、必要な体制を整備するものとする。また、情報提供の体制の整備に当たっては、高齢者、障害者、その他の情報伝達に際し、援護を要する者に対しても、情報を伝達できるよう努めるものとする。

第4節 警報等への伝達体制の整備

知事から警報若しくは避難措置の指示の通知を受けた場合の社内等における警報の伝達先、連絡方法、連絡手順等必要な事項についての体制を整備するものとする。

第5節 当社の管理する施設等に係る備え

1 避難者及び旅客の誘導体制整備

当社の管理する施設等について、武力攻撃事態等における避難者及び旅客の誘導を適切に行うための体制の整備に努めるものとする。

2 施設等の応急復旧体制整備

武力攻撃事態等において、当社の管理する施設等の応急の復旧を行うため、災害復旧マニュアルといった既存の体制等を有効に活用したうえで、体制及び資機材の整備に努

めるものとする。

3 避難住民の受け入れ体制整備

当社の管理する施設が、当社の同意に基づき知事により避難施設に指定された場合には、当該施設の実態等に配慮したうえで、災害や事故への対応に準じた必要な対応体制の整備に努めるものとする。

4 生活関連等施設における体制整備

(1) 生活関連等施設に関する情報提供

県が生活関連等施設の管理者との連絡体制の構築を行うに当たっては、必要な協力をを行うよう努めるものとする。

(2) 安全確保の留意点への対応

県より生活関連等施設に関する安全確保の留意点が通知された場合には、社内における関係箇所への周知を行うものとする。

(3) 安全確保措置の規定

県より当社の管理する生活関連等施設における安全確保のための措置(以下「安全確保措置」という。)について定めるよう要請があった場合において必要と判断する場合には、安全確保の留意点を踏まえ、既存のマニュアル等を活用しつつ、資機材の整備、巡回の実施等武力攻撃事態等における安全確保措置について定めるものとする。

また、安全確保措置の実施に関し、必要に応じて警察等に対して助言を求めるものとする。

第6節 運送に係る備え

県及び市町が、避難輸送等を実施するための体制の整備を行うに当たっては、連絡先、輸送力等に関する情報の提供等必要な協力をを行うよう努めるものとする。

第7節 備蓄

食料、飲料水、医薬品等国民保護措置のための備蓄については、既存のマニュアルを活用しつつ、確保するものとする。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても国民保護措置の実施に必要な物資及び資材を調達することができるよう、県、市町や他の事業者との間で協力が図られるよう努めるものとする。

第8節 訓練の実施

的確な国民保護措置の実現が可能となるよう必要に応じて、社内における訓練の実施に努めるとともに、県又は市町が実施する国民保護措置についての訓練にも参加するよう努めるものとする。また、訓練の実施に当たっては、実際の通信機器を使用するなど実践的な訓練となるよう努めるものとする。さらに、国民保護措置と防災のための措置について共通の措置がある場合には、必要に応じて国民保護についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させるよう配慮するものとする。

第3章 武力攻撃事態等への対応

第1節 県国民保護対策本部への対応

知事から県国民保護対策本部を設置した旨連絡を受けたときは、警報の通知の際の取扱いに準じて、社内等に迅速にその旨を周知するものとする。

第2節 体制の確立

1 対策本部の設置

県国民保護対策本部が設置された場合には、必要に応じて社内に国民保護対策本部を設置し、その際には県国民保護対策本部に連絡を行うものとする。なお、対策本部は、国民保護措置等に関する調整、情報の収集、集約、連絡及び社内での共有、広報その他必要な総括業務を実施するものとする。

2 緊急参集

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、必要に応じて関係社員の緊急参集を行うものとする。

3 情報連絡体制の確保

(1)情報収集及び報告

当社が管理する施設等の被災の状況、国民保護措置の実施状況、運行状況等武力攻撃事態等に関する情報を迅速に収集するものとし、対策本部は、これらの情報を集約し、必要に応じて県国民保護対策本部に報告するものとする。また、対策本部は、県国民保護対策本部より武力攻撃事態等の状況や国民保護措置を実施するり当たり必要となる安全に関する情報などについて収集を行うとともに、社内での共用を図るものとする。

(2)通信体制の確保

武力攻撃事態等が発生した場合には、直ちに必要な通信手段の機能確認を行うとともに、連絡のために必要な通信手段を確保するものとする。また、当社が国民保護措置を実施するに当たり、必要な通信手段を確保するため、支障が生じた情報通信施設の応急復旧に必要な措置を講ずるとともに、直ちに県に支障の状況を連絡するものとする。さらに、武力攻撃災害により国民保護措置の実施に必要な通信手段が被害を受けた場合や停電の場合等においては、安全の確保に十分配慮したうえで、速やかに応急の復旧を行うものとする。

第3節 安全の確保

国民保護措置を実施するに当たっては、その内容に応じ、県又は市、町から、武力攻撃の状況、その他必要な安全に関する情報の提供を受けるほか、緊急時の連絡の体制及び応援の体制の確立等の支援を受けるものとし、これらを活用し、当社社員のほか、当社の実施する国民保護措置に従事する者の身体に危険が及ぶことのないよう安全の確保に十分に配慮するものとする。

第4節 関係機関との連携

県、市町、他の指定公共機関等関係機関と緊密に連携し、当社の業務に係る国民保護措置の的確な実施に努めるものとする。

第5節 旅客等への情報提供

運行状況等の情報を案内放送、当社ホームページ等を活用して、旅客等に対し適時かつ適切に提供するよう努めるものとする。

第6節 警報の伝達

知事より警報の通知を受けた場合には、社内における迅速かつ確実な伝達を行うとともに、施設利用者への伝達にも努めるものとする。

第7節 施設の適切な管理及び安全確保

1 施設の安全確保措置

県からの指導等に基づき、当社が管理する施設について、当社社員等の安全の確保に十分配慮のうえ、巡回の強化等施設の安全確保措置を講ずるよう努めるものとする。

2 施設利用者等の誘導

当社が管理する施設等について、施設利用者や旅客の誘導が必要となった場合には、的確かつ迅速な判断により、これらの者の適切な誘導に努めるものとする。

3 生活関連等施設の安全確保措置

武力攻撃事態等において、知事より当社が管理する生活関連等施設について、安全確保措置を講ずるよう要請があった場合には、県から提供される情報に基づき、当該施設に従事する者等の安全の確保に十分配慮したうえで、速やかに巡回警備の強化等の安全確保措置を講ずるよう努めるものとする。

4 関係行政機関への支援の要請

当社が管理する生活関連等施設の安全確保措置を講じようとする場合には、必要に応じ県、警察、消防、その他の行政機関に対し、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣等の支援を求めるものとする。

第8節 運送の確保

1 避難指示の伝達

知事から避難の指示についての通知を受けた場合には、社内において迅速かつ確実な伝達を行うものとする。

2 避難輸送等

知事により避難の指示が行われる場合には、県と緊密に連絡を行い、市町長より避難輸送の求めが行われることに備え、当該線区の実態等に配慮したうえで、必要に応じて避難輸送の実施に必要な体制の整備に努めるものとする。なお、市町長より避難輸送等の求めがあつた場合には、運送に係る施設等の故障等より避難輸送等を行うことができない場合、運送に従事する者の身体に危険が及ぶ恐れがある場合等正当な理由がない限り、避難輸送等を的確かつ迅速に行うものとする。

3 避難輸送等実施に際しての安全確保

避難輸送の実施に当たっては、避難輸送等の求め等を行った者より提供される安全に関する情報等に基づき、避難輸送等に従事する者に危険が及ぶことのないよう安全の確保に十分配慮するものとする。

4 運送の維持

運送に必要な施設の状況確認、旅客施設における案内放送、旅客誘導等による秩序の維持等、武力攻撃事態等において旅客を適切に運送するために必要な措置を講ずるものとする。また、運送に障害が生じた場合には、必要に応じて県等関係機関に当該障害について連絡を行うとともに、これらの関係機関の協力を得つつ、他の運送事業者である指定公共機関等と連携し、代替運送の確保に努めるものとする。

第9節 避難・救援に係る支援

当社が管理する施設であって、あらかじめ当社の同意に基づき知事より避難施設として指定されたものにおいては、知事と調整のうえ、避難住民の受入れを行うこととなった場合には、当該施設の実態等に配慮した必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第10節 安否情報の提供

県、市町等が行う安否情報の収集が円滑に実施できるよう、業務の範囲内で照会に応じて安否情報の提供を行う等、安否情報の収集に協力するよう努めるものとする。

なお、県、市町等が行う安否情報の収集に協力する場合には、原則として、安否情報の対象となる避難住民及び武力攻撃災害により死亡又は負傷した者の現に所在する市町村に安否情報を提供するものとし、当該者が住所を有する市、町が判明している場合には、併せて長に対し安否情報の提供を行うよう努めるものとする。

第11節 応急の復旧

1 応急復旧の措置

武力攻撃災害が発生した場合、当社が管理する施設等に関するもの及びその業務として行う国民保護措置に関するものについて、安全の確保に十分配慮したうえで、速やかに施設等の緊急点検を実施し、これらの被害の状況を把握するとともに迅速に応急復旧の措置を講ずるよう努めるものとする。また、応急の復旧にあたっては、被害の拡大防止を優先的に行うよう努めるとともに避難輸送等のための輸送路の効率的な確保に配慮するものとする。さらに必要に応じて被災情報及び復旧の実施状況を県に報告するものとする。

2 支援の要請

応急の復旧のために必要な措置を講ずるに当たって当社の要員、資機材等によっては、的確かつ迅速な措置を講ずることができない場合には、県に対し、必要に応じてそれぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他応急の復旧のため必要な措置に関し支援を求めるものとする。

第4章 緊急対処事態への対応

第1節 県緊急対処事態対策本部への対応

県に緊急対処事態対策本部が設置された場合には、当社も県緊急事態対策本部を中心とした緊急対処保護措置の推進を図るものとする。

第2節 体制の整備

1 緊急対処事態対策本部の設置

県緊急対処事態対策本部が設置された場合には、必要に応じて、緊急対処事態対策本部を設置し、その際には県緊急対処事態対策本部に連絡を行うものとする。なお、社内における緊急対処保護措置等に関する調整、情報の収集、集約、連絡及び社内での共有、広報その他必要な業務の総括を実施するものとする。

第3節 緊急対処保護措置の実施

緊急対処保護措置の実施体制並びに措置の内容及び実施方法については、この計画の第1章から第3章までの定めに準じて行うこととする。

第5章 計画の適切な見直し

当社は、適時この計画の内容につき検討を加え、必要があると認めるときは自主的にこれを変更するものとし、変更を行った際は、軽微な変更である場合を除き、知事に報告する等、この計画の策定時に実施した手続きに準じた対応を実施するものとする。